

令和4年第7回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和4年7月26日（火曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員  
教育長 伊藤 哲  
教育委員（教育長職務代理者） 小谷野守男  
教育委員 櫻井 由子  
教育委員 猪瀬 哲哉  
教育委員 石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者  
教育部長 田中 英樹  
教育参事 伊藤 誠  
教育次長兼教育総務課長 森川 和典  
学務課長 直井 徹  
保健給食課長 大野 篤彦  
指導課長 大越 茂  
指導課長（教育総合支援センター担当） 松戸 孝泰  
子ども青少年課長 香取 美弥  
生涯学習課長 塚本 豊康  
スポーツ振興課長 豊島 寿  
ふじしろ図書館副参事 蛸原 雅己
6. 書 記  
教育総務課 課長補佐 蛸原 康友  
教育総務課 総務法規係 主幹 中村 翔
7. 議 題  
報告第22号 取手市教育委員会職員の処分について（非公開）  
議案第41号 令和5年度使用教科用図書（小学校、中学校ならびに小中学校特別支援学級用）採択について（非公開）  
議案第42号 取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について  
議案第43号 取手市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について  
議案第44号 取手市教育支援委員会委員の委嘱について  
報告14 令和4年度取手市奨学生の決定について  
報告15 いじめ防止策の取組状況に関する報告について

## 8. その他

- (1) 令和4年第2回取手市議会定例会の一般質問について
- (2) 8月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

## 9. 発言の記録

午前9時30分開会

### ○教育長（伊藤 哲）

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和4年第7回取手市教育委員会定例会は、成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成といたします。なお、教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データについては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは、教育長報告をさせていただきます。5点ほどになります。

まず1点目です。山王小学校のオープンキャンパスの実施状況ということで、7月19日（火曜日）にオープンキャンパスを実施いたしました。当日は56名の保護者並びに御家族と、11人の幼児、4人の児童、そのほか33名の方ということで、合計104の方が来校していただきました。午前・午後の2部構成ということで授業公開をいたしました。例えば6年生の国語の授業では「インターネットの議論を考えよう」をテーマとしまして、インターネットの投稿に模擬参加をするという形をとりました。また、山王小学校の特色の1つである英語の取組の1つとして、スペシャリスト教員による英語の授業を2年生と5年生で公開したところでございます。参加された保護者の中には、オールイングリッシュの授業に興味を持たれて来校された方もいらっしゃいました。

2点目です。山王小学校学校運営協議会ということで、先ほどお話ししましたオープンキャンパスの日にあわせて、学校運営協議会を実施したところでございます。第2回目の運営協議会ということで、文部科学省のコミュニティ・スクールマイスターの派遣事業を活用しまして、当日は安齋宏之先生にお越しをいただきました。実際、オープンキャンパスを見学していただいた後に、運営協議会に参加していただきました。当日は、項目としては3点について意見交換がなされました。小規模特認校としての事業のあり方、取手アートプロジェクトとの交流事業「大地からはじまること」への地域住民の協力について、その他の進捗状況ということで意見交換が行われたところでございます。その中身としましては、取手アートプロジェクトとの交流事業の中で、地元の粘土質の土を使うものですから、その土のこととか、素焼きを行いますので薪について意見交換がなされたところです。あと、近隣の山王公民館との交流事業があるんですが、5・6年生の読み聞かせや1・2年生の紙飛行機づくり、11月に3・4年生対象の絵手紙づくりということで連携事業を実施するという報告がありました。安西先生からは、協議会の後で御指導ということで、協力的ですばらしい協議会の雰囲気とかをお感じになっていただけたということと、運営協議会の役割というものが学校と地域のコーディネーター役であるということとを改めて御助言をいただいたところでございます。次回の運営協議会に

については10月に実施予定です。そのほか、コミュニティ・スクールマイスターによる研修会を都合5回程度、実施予定であることを報告しまして、運営協議会のほうは終了となりました。

続いて3点目です。海の安全教室を取手小学校と戸頭小学校において実施したところでございます。こちらについては、茨城県海上保安部、茨城県水難共済会の協力を得まして、水泳学習の一環として行ったものです。当日は、海上保安部職員の指導のもとに、背浮き体験、ライフジャケット着用体験、模擬離岸流漂流離脱体験ということ、これはかなり専門的なことで、プールに離岸流の流れみたいなものをつくって、子どもがどういう状態になるかということを経験するものです。子どもにとっても非常に貴重な体験になったところでございます。

4点目です。環境学習プログラムということで、戸頭小学校で実施をいたしました。こちらについては、令和2年8月に市のほうで「気候非常事態宣言」を表明しているわけですが、今年度から「サステナブル学習プロジェクト」ということで開催したところでございます。第1弾ということで、7月14日に「取手温暖化マスタートライアル2022」の授業が、戸頭小学校の4年生を対象に行われました。当日の講師は、東京都市大学の杉浦正吾教授が務めまして、温暖化ということはどういうことかということ、4年生にも分かりやすく、絵や図を用いた説明がなされました。実際、この夏休みのミッションということで「身の回りのSDGs探しに取り組もう」ということで、自分たちが興味を持ったその17の目標の中から自分に合った課題を選定して、夏休みに調べ学習をやって、それをグループで共有するんですが、その後、研究を進めていって、温暖化を防ぐために自分たちができる活動を考えて、実際に行動に移して、最終的にこの活動の成果を1月に発表するという予定になってございます。こういった取組を中学校のほうでもやるということで、今年度は戸頭中学校でも同様な取組を行う予定になってございます。

最後の5点目です。東京藝術大学ふれあいコンサートの開催ということで、3年ぶりにふれあいコンサートの開催がございました。7月9日（土曜日）に、藤代公民館の講堂で行われました。木管五重奏ということで、187名の方にお越しいただいて、学生からのトークも含めて交流が深められたところでございます。

私からの報告は以上でございます。

これより本日の議事に入ります。

委員の皆様にお知らせをいたします。この後議題となります報告第22号については、職員の人事に関する報告案件となります。また、議案第41号については、教科用図書の選定終了まで公開しないことになってございます、茨城県第9採択地区の教科用図書選定協議会の議事内容に触れる議案となります。よって、議事を非公開とすること発議したいと思っております。

お諮りいたします。報告第22号及び議案第41号の議事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、議事を非公開としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長（伊藤 哲）

御異議ございませんので、報告第22号及び議案第41号の議事は非公開といたします。

本件に係る議事は、ただいま非公開とすることが議決されました。

〔会議室閉鎖〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは、傍聴の方が退席されましたので引き続き会議を再開いたします。  
報告第 22 号、取手市教育委員会職員の処分についてを議題といたします。  
本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第 22 号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続いて議案第 41 号、令和 5 年度使用教科用図書（小学校、中学校並びに小中学校特別支援学級用）採択についてを議題といたします。

本件についての説明を大越指導課長お願いいたします。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 41 号は原案のとおり決定いたしました。  
非公開とした件の議事が終了しましたので、議事の非公開を解除いたします。

〔会議室閉鎖〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは議事を再開いたします。

議案第 42 号、取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を豊島スポーツ振興課長お願いいたします。

○スポーツ振興課長（豊島 寿）

議案第 42 号、取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

今回の改正につきましては、取手市立体育施設の団体利用のための予約受付に関するものとなっております。大きくは 2 点ございます。参考の規則改正の要旨を御覧いただきたいと思っております。まず 1 点目が、予約方法について、市内団体の予約を優先するというもの。もう 1 点が、受付を現在の先着順であるものを一部抽せんとするものがございます。

少し詳しく御説明申し上げますと、まず 1 点目の市内優先につきましては、これまで取手市内の団体も取手市外の団体も、予約方法につきましては同一条件となっておりますが、これまでも市内の団体から市内優先を望む声が多くございました。そのようなことから、他自治体の状況確認などを行いましたところ、市内を優先するという自治体が多くございました。ほかの自治体では、受付開始時期につきまして 1 か月程度の差を設けているところも多く見受けられる状況でございますが、取手市の現状としまして、市外の団体の方も現在多く御利用いただいていることから、今回の改正では段階的に差別化を図り、今後、状況を見ながら、さらなる改正が必要かどうかを判断してまいりたいと考えております。

また、今回の改正に当たりましては、市の体育施設の管理運営について指導、助言をいただいております取手市体育施設運営委員会において御意見をお聞きしましたところ、市民のための施設であることから市内優先とすることについては問題はないものと考えたとの御意見をいただいております。それらのことから、今回の改

正で、市内団体と市外団体との受付の開始時間に30分の差を設けることといたしました。

次に2点目としまして、受付を一部抽せんとするにつきましては、加熱する順番取りを解消することを目的としております。予約をどうしてもとりたいたいという理由から、早朝あるいは前日から体育館前に並ぶというようなことが、これまでも発生しております。特に、学校の体育館が卒業式や入学式のために利用できなくなる3月、4月頭のこの時期については、連日のように順番待ちというものが発生しております。冬場は非常に冷え込むことも多く、利用者の健康面や防犯面での安全性からも、長時間並ぶことにつきましてはこれまでも問題となっておりました。さらには、並んでいる方同士で列を離れた、離れないなどのトラブルなども見受けられる状況でございました。それらの解決策といたしまして、各受付時刻の時点におきまして来館している団体は同じ時間の到着とみなし、希望が重複する場合には抽せんを実施し、利用者を決めるという方法にしたいと考えております。

なお、本件につきましては、今後、利用者への周知を行い、本規則の施行は、順番待ちの増える12月1日からとし、同日からの新しい方法での予約受付を実施したいと考えております。

説明は以上となります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○教育長（伊藤 哲）**

以上で本件に対する説明が終わりました。

質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

小谷野委員。

**○教育委員（小谷野守男）**

御説明ありがとうございます。私も昔、いろいろお借りしまして、ただ朝から並ぶなんてことはなかったですけど、今そんな状況なんですね。本当に健康面から考えると、この状況がいいとは思えないですよ。それで、ちょっとお伺いしたいのは、この該当する外部団体というのは何団体ぐらいあるんでしょうか。それから、今、心配されているその市内の関係のほうでも、全部が並ぶというわけではないでしょうから、その心配されているような団体というのは何団体ぐらい想定されているのか、その辺ちょっとお伺いできますか。

**○教育長（伊藤 哲）**

豊島課長。

**○スポーツ振興課長（豊島 寿）**

お答えしたいと思います。具体的なその団体の数というのは、ちょっとごめんなさい、把握しておりませんが、主に野球場の利用が多いですね。市外、特に東京都内とかからの利用者が近年増えております。そういった方が、恐らく都内とかと比べると料金も安く、向こうに比べれば比較的とりやすいというようなことで、東京都内、場合によっては横浜のほうからも御利用になる団体がございます。そういった団体については、本当にもう使いたいということで、前日から並んで場所をとると。その結果、市内の他の野球をやりたいチームが朝行くと、もう並んでいてとれないというようなことがございまして、今回、こういった内容を出させてもらっています。

あと、体育館におきましても、先ほどちょっと御説明いたしました学校開放でふだん使っている団体の方が、特に卒業式から入学式の間というのは、学校の都合で

使えないというような状況が1か月ぐらいございます。そこで、場所が困ったというようなことで、特にバスケットですかねミニバスとか、そういった団体がどうしても練習場を確保したいというようなことで、やはり朝から、お母さん方が前日から並ぶなんてことも中にはあったりするようで、ちょっと我々も心配をしているような状況がこれまでもございました。そういったところになります。

**○教育委員（小谷野守男）**

ありがとうございました。東京、横浜と、すごいですね。やはり情報というのは、それほど流れているんだなっていうのを改めて感じる次第なんですけど。私はそういう意味でも、きちんとこの時間を設定して、市内優先的なものの考え方は、ほかの外部の方々には申し訳ないけど、でも、それはやむを得ないことなのかなというふうには判断いたします。よろしく願いいたします。

**○教育長（伊藤 哲）**

そのほかございますか。櫻井委員。

**○教育委員（櫻井由子）**

御説明ありがとうございました。私も小谷野委員と同じ意見で、青少年相談員のパトロールの際に、各小学校をずっとパトロールして回ると、いつもほとんどの小中学校で体育館の電気がついていて、どこかのスポーツ団体が使用しているという現状は知っておりましたので、すごく使用していただいているなというところ分かっていたんですが、まさか順番取りのために前日から並ぶ状態にまでなっているとは思わずに、今、小谷野委員がおっしゃったように、このような改正は必要かなと思います。この改正は、特に冬場、学校の行事が重なって体育館が使えない状態のときの順番とりで並んでいる方がいらっしゃる、その方々の健康面とか防犯面とかいろいろなことを考えてですけど、これで大分よくなるものでしょうか。これでよくなるかなという見込み的なものはいかがでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

**○教育長（伊藤 哲）**

豊島課長。

**○スポーツ振興課長（豊島 寿）**

朝8時30分に、窓口というか体育館のほうにお越しただいて、その段階で来ている方は同一ラインというようなことで、そこで抽せんを行うような形になりますので、結局、その前日から来ていようが、1分前に来ようが、扱いは一緒になりますので、そういう無駄な長時間の並びというものはなくなるものと考えております。

**○教育委員（櫻井由子）**

ありがとうございます。あともう1点、今、御説明にあった東京都内あるいは横浜のほうからも、使いたいのでということでお見えになるということなんですけど、市の施設はどうなのかなと思うんですが、これは施設の維持管理のほうは市の予算が当然使われておりますし、こちらの説明にもあるように団体を構成する者のうち半数を超える者が市民になる場合と、あと登録団体だけど取手市の人が入っていない、しかも取手市とは縁もゆかりもない東京だったり横浜だったりとかから来る団体というのは、いかがなのかなと。

ほかの市町村の様子、利用状況を資料として添付していただいていますけれども、市外の方には予約ができないであるとか、そういう市外団体は抽せん予約もできな

いとか、そういう自治体もありますので、余りに市外の団体からの予約状況が多くて、それがために市民が使えないという状況になっているとしたら、そちらのほうも検討せざるを得ないのかなと思います。その辺、長期的な考えでいかがでしょうか。

**○スポーツ振興課長（豊島 寿）**

現在、市内、市外、予約方法については同一なんです。使用料金のほうが市外団体については1.5倍というようなことで、例えば野球場であれば2時間御利用いただいて、市内のチームは3,000円、それが市外のチームは2時間で4,500円、そういった形でほかの施設についても料金で差をつけている状況です。今後、全く使えなくするかということについては、すぐにとというのはちょっとできないかとは思いますが、今後の検討課題になるのかなというふうには考えています。

**○教育委員（櫻井由子）**

ありがとうございました。

**○教育長（伊藤 哲）**

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第42号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

御異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第43号、取手市教育委員会事務点検評価委員の委嘱についてを議題といたします。

本件についての説明を森川教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

**○教育次長兼教育総務課長（森川和典）**

よろしくお願いたします。それでは議案第43号、取手市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について、御説明をいたします。

こちらは、提案理由にも記載のとおり、教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定によりまして、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を毎年度実施しております。これは、教育委員会が決定をした基本方針に沿った事務を適切に執行しているかどうかについて、いわゆるPDCAサイクルの1つとして、事後にチェックを実施いたしまして、その結果を公表することにより、市民に対し説明責任を果たすものです。

なお、点検評価の実施に当たりましては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされています。その役割を担うのが、今回、委嘱を御提案する事務点検評価委員となります。教育委員会では、事務点検評価委員からの御意見をいただき、事務点検評価報告書を作成し、市議会に提出するとともに、市ホームページを通じて市民に公表しています。

資料の1ページをお願いいたします。今回、事務点検評価委員の委嘱を御提案す

る方の一覧表です。1番目の中嶋保男委員、2番目の田宮一典委員、3番目の間宮真知子委員、こちらの委員につきましては引き続き再任の御提案となりますので、説明は省かせていただきます。

4番目の羽原康恵さん、こちらが新任の御提案になります。羽原氏ですが、御職業は、特定非営利活動法人取手アートプロジェクトオフィスの理事で、東京藝術大学社会連携センターの特任助教。また、茨城県の文化審議会委員なども務めていらっしゃいまして、文化芸術によるコミュニティーの構築などに幅広い知識と実践的な経験を有する方です。これまでの御経験を生かして、社会教育分野に関して貴重な御意見をいただけるものと考えております。資料としまして、氏を紹介します総務省の地域人材ネットのホームページ資料を4ページ以降につけておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

4名のうち、1番と2番の方につきましては学校教育分野を、3番と4番の委員さんについては社会教育分野についての御意見をいただく予定です。なお、委員の委嘱期間は、令和4年8月1日から令和6年7月31日までの2年間です。

説明は以上です。

**○教育長（伊藤 哲）**

本件についての説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

猪瀬委員。

**○教育委員（猪瀬哲哉）**

御説明ありがとうございます。この4番目の羽原さんなんですけど、私もお会いしたときがありまして、TAPなり藝大食堂等でお会いしたときもありまして、取手市にずっと来てくれて、かなり活躍されていることで、すばらしい人材だなと思っております。御活躍を期待したいと思います。

**○教育長（伊藤 哲）**

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第43号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

御異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第44号、取手市教育支援委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

本件についての説明を大越指導課長お願いいたします。

**○指導課長（大越 茂）**

よろしくお願いたします。議案第44号、取手市教育支援委員会委員の委嘱について御説明をさせていただきます。

提案理由を御覧ください。令和3年度、令和4年度の2年間委嘱をしております。



た委員の退職、定期異動に伴い、新たに4名の委員を委嘱するものでございます。

次ページを御覧ください。今回、新たに委員を委嘱する4名の方、お一人が冬木芳明様、伊奈特別支援学校の教頭先生を務められております。お二人目が、吉本茜さん、子育て支援課の職員でございます。3人目が川村重雄さん、取手市校長会会長、藤代小学校の校長先生でございます。4人目が宮崎江美子さん、取手市立子ども発達センター長をお務めになっております。この方を加えまして、令和5年3月31日まで教育支援委員会の委員として進めてまいりたいと思います。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○教育長（伊藤 哲）**

説明は以上となります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

櫻井委員。

**○教育委員（櫻井由子）**

御説明ありがとうございます。こちらの4名が教育支援委員会委員の全員でよろしいでしょうか。

**○教育長（伊藤 哲）**

大越課長。

**○指導課長（大越 茂）**

お答え申し上げます。教育支援委員のほうは16名で構成をしておりますが、令和3年度末の退職、異動等により4名の方が入れ替わるということでございます。

**○教育委員（櫻井由子）**

ありがとうございます。分かりました。

**○教育長（伊藤 哲）**

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第44号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

御異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり決定いたしました。

続いて報告14、令和4年度取手市奨学生の決定についてを議題といたします。

本件についての報告を森川教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

**○教育次長兼教育総務課長（森川和典）**

お願いいたします。それでは、報告14について御説明をいたします。

令和4年度取手市奨学生を別紙のとおり決定いたしましたので、御報告をいたします。こちらは、前回、6月29日の定例会におきまして、取手市奨学生審査委員の委嘱及び任命について御報告をさせていただいたところです。本件につきましては、取手奨学生審査会において決定をいたしました取手市奨学生について、改めて御報告を申し上げます。

1 ページの別紙をお願いいたします。申請者は、現時点で私立大学に通う学生の方1名から申請がございました。審査の結果、当該学生を採択しましたことを御報告いたします。次ページの参考資料をお願いいたします。近年の申請・採択状況、貸付状況の推移をお示ししたものです。御覧のとおり、ここ数年は、申請・採択状況とも1名から3名の間で推移しておりまして、貸付状況は、今年度5名と、若干減少の傾向にございます。簡単ですが、説明は以上となります。

**○教育長（伊藤 哲）**

説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告14の質疑、御意見を終結としまして、以上で報告14の議事を終わります。

続いて報告15、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。

本件についての報告を松戸教育総合支援センター長お願いいたします。

**○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）**

松戸です。よろしくをお願いいたします。報告15、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてです。

御手元の資料1ページを御覧ください。まず1、「法律に基づいたいじめ対応」に関する研修会を実施いたしました。研修会の開催日、対象は、①番に書かれている学校等の施設になります。戸頭中学校教職員、白山小学校教職員、放課後子どもクラブの支援員を対象に実施いたしました。研修内容ですが、実は令和4年4月22日、県の生徒指導主事連絡協議会の中で、茨城県スクールロイヤーによる講演会がございました。その資料をもとに、今回、この研修を企画いたしました。

研修の内容ですが、日頃抱えているこういうものは、いじめに当たるのかな、当たらないのかなといったものを、まずグループディスカッションで考えていただくと。そのうちに、先ほどロイヤーから御提案がありました、法律に基づいたいじめといったものについて、皆さんが考えたいじめの事例が果たして法に基づくいじめに認知されるのかどうか。そういったところの研修を行いました。具体的には、御手元の資料にございます、4ページから資料があるんですが、特に6ページのところをお開きください。いじめの認定の3要件ということで、法律的には、人的関係、影響を与える行為、苦痛を感じているかといった、この3つの要件に当てはまるかどうかといったところが、いじめの認知に非常に大きいといったところで御指導いただいた中で研修を行いました。

1ページお戻りください。実際に参加者からは、学校の教職員が同じものさしでいじめ認知について考えるきっかけになったといったところ、また、いじめとけんか、ふざけ合いの解釈について、ふざけ合いだからいいということではなく、しっかりと見えない背景をとらえていくといったところが大切であるといったところで御意見をいただきました。なお、今後の予定④のところになります。8月4日には市立小中学校の教頭先生を対象に、法律に基づいたいじめの認知と組織的な対応について、茨城県のスクールロイヤーをお招きして研修を行います。

続いて、2ページ目になります。取手市教職員一斉研修の内容変更についてでございます。①、日時が変更になりました。まず、8月10日から8月19日（金曜日）午後1時45分からの開催になりました。また、講師が昨年度オンラインで講演をいただきました木村泰子先生、大阪から今年度お越しいただく予定になりました。テーマ、また会場、参加予定者は、御手元の資料に記載したとおりとなっております。

続いて3、シンポジウム「いじめ、自殺、不登校等の予防的取り組みにおける取手市の新しい学校教育の実践発表について」御報告申し上げます。令和4年6月22日に、一般社団法人 日本スクールカウンセリング推進協議会、公開シンポジウムが東京のお茶の水で開催されました。本市のスクールカウンセラー・スーパーバイザーの藤原一夫先生がシンポジストとして、このシンポジウムに招かれました。このシンポジウムでは、話題提供として「組織を生かした二度と不幸なことを起こさない、スクールカウンセラー・スーパーバイザーのミッション」と題して、令和2年度から導入している新しい学校教育の取組についての実践発表をしていただきました。中でも、藤原先生からは、この導入当初の御苦労や取手市の特色でもある学校連携支援員の配置とその役割について、こういったものを全国の方々に発表を広めていただく貴重な機会をいただきました。また、藤原先生のほかに、表の下にございます、ほかのシンポジストの方々も御紹介をさせていただきます。藤田先生や新井先生、藤川先生ということで、当日は教育長、部長、私と会場でこの講演会に参加させていただきましたが、非常に勉強になる機会をいただきました。

また、3ページには先ほどのシンポジストのほかに、元文部科学大臣、また現文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課 生徒指導室長も出席されまして、このような議題の中で、今起きている現状について御説明等いただきました。

以上で報告を終わります。

#### ○教育長（伊藤 哲）

報告は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

石隈委員。

#### ○教育委員（石隈利紀）

御報告ありがとうございました。いじめについて、いじめ防止対策法を使いながら、スクールロイヤーによる講演会に基づく研修会をされているということで、とても大事なことだと思います。いじめは特にそうなんですけど、法律はとても大事で、私たちが子どもと接するときには、いつも法律を意識しているわけではないので、時々確認をするということも大事で、特にこのいじめの定義は、いわゆる心理学に基づく定義というよりも、いじめの被害者を救済するというのを明確に打ち出して、早めに、早期にいじめを認知しようということなので、定義を改めて勉強されたということでもいいことだと思います。人的関係という、我々が作る人間関係じゃない言葉も出てきたりして、その辺の整理も子どもたちが一緒に過ごしている同じ学校とか、塾で一定の関係がある人というのは、何か人間関係といういい関係のように思ってしまうんですけど、いいか悪いかはこれは問わなくて、何らかの関係があるということでもよろしいでしょうか。そういうことも含めて、勉強されたということでもよかったと思います。

それから、スクールカウンセリング推進協議会のシンポジウムの御報告もありが

とうございました。私も法人の理事長をしておりまして、伊藤教育長、田中部長、松戸先生に来ていただいて、ありがとうございました。藤原先生の発表、とても分かりやすく、二度と今回のような子どもの悲しい事案を起こさないということで、取手市は教育改革に取り組んでいるということを知りやすく全国に発信していただいたのは、とてもインパクトがありますし、また継続的にこういう場で発表されるといいなと思います。先ほどお話ししたように、生徒指導室長の小林室長も残られていて、しっかりうなずきながら聞いていただいているので、またよかったと思います。取手市はこれからモデル地区になるんじゃないかと期待しております。

#### ○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございました。

そのほかございますか。櫻井委員。

#### ○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。2点あります。まずは、最初に御報告いただいた、法律に基づいたいじめ対応に対する関する研修会の開催ということで、今回、先生方だけではなくて放課後子どもクラブ支援員の方々も研修を受けたということで、すごくいいことだと思いますが、資料の中に、法律に基づいたいじめの対応ということで、当日御説明に使われた資料の中の資料7、7ページ目に、いじめ認知のプロセスで、先ほど石隈委員もおっしゃった、いじめの認定は3要件で判断して、この3要件の当てはめは最終的に管理職でというような資料がございます。それでいいですと、放課後子どもクラブ支援員については、以前からこの場でも申し上げておりますが、管理職というものが存在しない状態です。学校でしたら管理職として校長先生、教頭先生いらっしゃいますが、放課後子どもクラブ支援員に関しては、子ども青少年課のほうで採用事務とか、あるいは細々した事務手続はやっておりますが、そこを管理する機構というのがない状態で、実際に放課後子どもクラブ支援員に当たっている方のほうからも、どこに自分たちが日々の活動というか、放課後子どもクラブで起きた様々なことの、こういう問題点が起きているよというのをどこに持っていったらいいか分からないというような話、声も耳に入っております。もし放課後子どもクラブで何かあって、この研修を受けた放課後子どもクラブ支援員の方が、3要件当てはまるな、これは自分はいじめだと思うけれど、では、これをどこに持って行って、それはいじめであると最終的に管理職が判断するとしたら、誰が判断するのか。そういうことが、放課後子どもクラブのシステム、組織のシステムとしてできていない状態ですので、今後、課題として放課後子どもクラブのほうの管理、また、どこが放課後子どもクラブにおける意思決定者となるかということもお考えいただきたいと思います。

あと、もう1点が、シンポジウムのほうの御報告「いじめ、自殺、不登校の予防的取組における取手市の新しい学校教育の実践発表について」ということで、取手市の実践がシンポジウムの中で発表されて、全国の方々に報告することができたというようなお話だったんですけど、全国の方々に報告されるのはすごく意義のあることだと思うんですけど、では市内の方々はどうかというと、なかなか取手市の学校の取組というのは、私も青少年相談員の会合の場において、松戸先生においでいただいて御説明いただいたりしたこともありますが、なかなかそういう場でお話を聞いた人以外の、つまり一般の普通の市民の方々が分かっているかということ、分かっている。まだまだ全国津々浦々の方々よりも、ひょっとしたら市民の

ほうが分かっていないのではないかと思います。つい最近も「山王小学校が小規模特認って何」みたいなことを聞かれて、分かる範囲で御説明したりしたこともありました。ですので、この取手の取組について市民の皆さんに、取手の教育は今こんなふうになっていますよというのを、もう少しアピールするのも必要かなと思います。よろしくをお願いします。

**○教育長（伊藤 哲）**

松戸センター長。

**○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）**

貴重な御意見ありがとうございます。1点目の、放課後子どもクラブの体制についてなんですが、実はこの研修を行う前に、担当課長である香取課長とも、学校での体制ということの説明させていただきました。やはり、学校ではこのような体制をとっているの、放課後子どもクラブにおいても、こういうような事案が発生した場合には、組織として対応しなくてはならないのではないかとといったところも確認をさせていただきました。今、御指摘があったように、その体制づくりが非常に大切になってくるといったところからも、担当課長のほうからも、現場からそういった意見が吸い上がってくるような体制づくりについては、今、整備を整えていただいているところかなというふうに認識はしております。

2つ目の、いわゆる学校教育の新しい取組について、これまでの2年間、様々な機会に御提案、報告する機会をいただきました。昨年度は、特に教育相談の取組状況、4つのポイントにまとめて、保護者の方々やホームページに掲載するといったところで周知はしているところですが、このことについては引き続き粘り強く取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

**○教育委員（櫻井由子）**

ありがとうございます。今、最初に御回答いただきました、それぞれの放課後子どもクラブ支援員の方々の声を上に吸い上げるという体制、こちらのほうは取り組んでいただいているということですが、それを誰がまとめるか、どうまとめるか。つまり、管理する側が今いない状況だと思われま。学校の校長先生でもなし、担当課の担当職員でもなしというような状態だと思いますので、そういった下からの必要ですけれど、上からどういうふうに伝えるか、御提示いただいた資料の中のいじめの3要件が当てはまったときに、最終的にそれはいじめですというようなことで、誰が判断して、どういうふうに対応していくか、そこのかじ取りができるポジションをあわせて御検討いただければと思います。

**○教育長（伊藤 哲）**

香取課長。

**○子ども青少年課長（香取美弥）**

子ども青少年課、香取です。それにつきましては、所管課である子ども青少年課のほうで、体制の整備は進めていきたいと思っております。

**○教育長（伊藤 哲）**

今までの事例でも、あったことに対して子ども青少年課のほうに報告していただいて、センターのほうと連携とって、事象の把握と、いじめの実態について把握した上でやっていますので、要するに誰が判断するか明確になっていないわけではないんです。そこだけちょっと誤解のないようお願いしたいと思います。

あともう1つ、PRの件があるんですけども、こういった行政情報というのはな

かなか市民に行き渡らないという話はよくあるんですよね。確かに、世の中のいろいろな事象自体全てに関心あるわけではないので、やはり個人がそうやってセレクトしながら情報の整理をされていると思うので、私としては当然、今までの努力を続けるということと、やはり身近な問題として、私たちの取り組んでいるものに対して関心を持っていただく、できれば一緒に何か活動していただくということが必要なので、シンポジウムに出てこられたシンポジストの方もおっしゃったんですけど、コミュニティースクールみたいな一緒になって活動するというのも模索するというのも1つ大事な点なのかなと思います、その点についてもアイデアというものがほかにもございますので、特に学校外の協力を得るといえるか、理解を求めて活動につなげるということは、私たちの課題だと思っていますので、協議会という組織もありますから、そこを通じて改めてそういった問題については考えていきたいというふうに私は考えております。

そのほかございますか。石隈委員。

#### ○教育委員（石隈利紀）

櫻井委員のお話の続きですけど、多分、いじめ認知、法律について、いろいろな場所で働く人の研修会、放課後のことも含めてとても大事だと思うんですが、確認したいのは、先ほど出たように、その方の裁量権で判断するわけではなくて、いじめかなというヒントを得るための枠組みなんですね。だから、判断は最後なので、では判断するまで放っておいていいかではなくて、何か子どもが気になることがあったら、もうそこで子どもと関わったり、話を聞いたりという、これまでどおりの基本が大事で、初動と言われましたけど初動は調査だけではなくて、子どもにその場で関わるということが大事なので、こういう勉強会のときに判断するのは最終的に管理職とか組織でありますけど、いじめかなというのがあったら声をかけて一緒に考えていきたいというのを強調できるといいなと思いました。子どもってなかなか言ってくれないので、いやこれけんか、大丈夫、大丈夫って大人もだまされてしまうことがありますので、もう、いじめかなで関わっていくといいと思いますので、つけ加えたいと思います。

#### ○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。小谷野委員。

#### ○教育委員（小谷野守男）

御説明ありがとうございます。1ページの最初に御報告いただいた、戸頭中学校や、子どもクラブ支援員さんや、白山小学校の教職員関係、こういった形でその職場関係の方々に直接やっていただく研修会って、すごく有効だと思うんですね。これ1学期というか、夏休み前に終わったわけですが、今後こういった方向性というのは考えていらっしゃるのかどうか、ちょっとお伺いできればと思います。

#### ○教育長（伊藤 哲）

松戸センター長。

#### ○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

説明不足で申し訳ございません。まず、今日、御報告した研修につきましては、センターのほうから私と岩崎指導主事が出向いて行って、この研修を開催させていただきました。実は、全ての学校に今日御提示した資料のほうを配付してございます。まずは職員研修の中で取り上げていただきながら、希望に応じてというか必要に応じて私どものほうで日程調整して、学校に行く準備は整えておりますので、今

後また増えるのかなというふうに思っております。以上です。

**○教育委員（小谷野守男）**

ありがとうございます。研修をしたこういう内容について配りました。はい、分かったよというよりは、やはり話してくれる人によって捉え方って全然変わってくるんですよ、人間ってね。これは不思議だなと思うんですけど。だから、通常的に関わり合いの多い方がそのことについてお話をしてくれることで、より一層、教職員のほうで認知されるような状況に聞いてくれると、そういったことがすごく大事だと思うので、大変忙しいことだとは思いますが、調整関係ができればよろしくお願ひしたいなというふうに思います。意見です。よろしくお願ひします。

**○教育長（伊藤 哲）**

ありがとうございます。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告 15 の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告 15 の議事を終わります。

次に、その他に入ります。事務局から報告等をお願いいたします。

**○教育総務課課長補佐（蛭原康友）**

事務局から 2 点、御報告をいたします。まず 1 点目、令和 4 年第 2 回取手市議会定例会の一般質問についてです。6 月に行われました取手市議会定例会で、教育委員会に対してなされました一般質問について、その議事録速報版の抜粋を PDF ファイルで教育委員の皆様にお送りしておりますので、御確認いただければと思います。

2 点目、8 月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についてになります。委員さんの御手元のほうに、令和 4 年 8 月予定行事報告表ということで、教育委員会、文化芸術課の行事報告表があるかと思ひます。教育委員会定例会、8 月 22 日（月曜日）午前中を予定させていただいております。また文書で御通知を差し上げますので、御確認をよろしくお願ひいたします。事務局からの報告は以上になります。

**○教育長（伊藤 哲）**

それでは、教育委員のほうから何かございますか。

7 月 11 日から 3 日間、学校訪問していただいたので、そのときの御感想なり御意見なり、もしあったら話していただけるとありがたいかなと思ひます。

小谷野委員。

**○教育委員（小谷野守男）**

学校訪問をさせていただきまして、全体に感じたことは、教職員、校長を始めとしまして本当に一丸となって課題に対して取り組んでいるという姿がすごく見られました。それは、これまで以上の状況じゃないかなと思わせるような、そんな思いで見えてまいりました。それから、小中学校どの子たちも非常に落ちついていたというのが、とても授業の中で感じたことです。また、低学年の先生は、低学年の子なりの指導をしていて、子どもたちが本当に先生を慕っている。あの姿がやはり学校教育の中では大事なんだなというのを強く感じてまいりました。こういった暑くなって、またコロナの感染関係が拡大されて、そういった中での学校生活ということ

になると、心配することばかりが多くなって来るんですよね。そういった点で、学校の先生方の役割が、また仕事の内容が増えてくるなどということに対する心配事がちょっとありますけれども、今後もやっぱり継続した指導をしていただきたいなという思いでいっぱいです。ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございました。櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

学校訪問させていただいて、先ほども松戸課長のほうから話がありました取手市の3つの取組について、各学校、どのように取り組んでくださっているかなということに気にして訪問させていただいたんですけれど、まず中学校の全員担任制は、今回訪問させていただいた3つの中学校、どこも全員担任制にしっかり取り組んでくださって、またこの全員担任制を導入するときこういったデメリットもあるんじゃないかと、この教育委員会の場でも審議させていただいたんですけれど、そういったデメリットについてもカバーできるように先生方がすごく頑張ってくれているということがよく分かりました。

あと、教育相談部会については、小学校、中学校とも、こちらも真剣に取り組んでくださっているなというのが分かりました。というのは、小学校でも中学校でも、管理職の先生方、校長先生、教頭先生が、その教育相談部会に上がってくるであろう子どもたちのことをよく分かっていたらということ、教育相談部会が担任の先生方から管理職の先生まで、きちんと縦軸がとった部会になっていて、それぞれ取り組んでくださっているんだなということがよく分かりました。今回訪問させていただいた学校ですけれど、取手市はすごく小さい市で、学校数も小学校、中学校数も少ない。一見すると、どこへ行っても同じかなと思うんですけれど、実際にこう、全部の学校がそれぞれ違うカラーを持っていて、もちろん共通の悩みも、取手市全体の教育の共通の悩みもあるんだけど、それぞれの学校でそれぞれの問題を抱え、その問題について先生方が真摯に対応してくださっているというのがよく分かりました。

今回は3日間ということで、一部の学校しか行けなかったんですけれども、ぜひ機会があれば、そのほかの学校も訪問したいなと思いました。ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

3日間参加させていただきまして、小中学校ともに先生方が板書であったり、昔ながらのやり方だったり、タブレットを使った工夫を凝らした授業というのが結構見られたので、そういうのが非常に印象的でした。また、あとは小学校なんですけれども、リュックでの登校であったり、日傘を使って登校してもいいんだよとか、本当に熱中症対策というのがとられているというのも間近に見られて、すごくよかったですと思います。あとは、どの中学校とかというより、ちょっと気になる点が、市内の学校の中で要保護者の家庭が結構多いんだなということ、あと、中学校ですかね、不登校の生徒の多さというのは非常に気になって、一保護者としても結構見ているクラスの中で7、8人席が空いていたりとか、資料を見ると結構な人数の不登校の方が、まだ来られていないとか、ほかのクラスで受けているのを学校



から説明を受けて、そういう現実の問題というのが取手市でもあるんだなというのが非常に気になりました。

そんな中でも、ちょっと例として出すとあれですけど、永山中学校さんですと、そういう不登校とか抱えている中でも、子どもたちだけじゃなく保護者へのサポートをしてくれているという、そういうのもケアしてくれているという例があったので、そういうのを改めて見て、保護者としてもそういうのがあれば少し安心もできたり、相談できるということが非常にいいのかなと思って、そういう話を学校側から聞いたというのが非常にいい経験となりました。3日間ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございました。それぞれ学校にとって全体的な課題ということと、個々の学校の課題とあったので、それに対しては訪問の時間の制約ありますけれども、取組をきちんと説明しているとか、子どもの状況を改めて確認することのよさといいますか、意義というのを私自身も感じました。特に、その中で不登校の問題というのは、私たちも考えていかなくはない問題として改めてとらえ直していきたいと思います。また機会があれば、こういった機会を設けますので、教育委員のほうにもぜひ参加していただいて、また御意見をちょうだいできればありがたいと思います。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは、以上で今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。令和4年第7回教育委員会定例会を閉会といたします。

午前10時43分閉会